

相談会名	相談内容	場所	日にち	時間	予約・お問い合わせ		
巡回無料弁護士相談会	1人30分まで 同じ相談で1回限り 弁護士に利害関係がある場合 お断りする場合あり	吉田人權福祉センター	12日(木)	13時～16時	7月26日(月)から ☎・お太助フォン42-2826		
		八千代人權福祉センター	26日(木)		8月12日(木)から ☎・お太助フォン52-7500		
行政相談	行政に関する困りごとや 意見など ☎行政相談委員	吉田人權福祉センター	5日(木) 19日(木)	10時～15時	総務課 ☎・お太助フォン42-5611 ☎・お太助フォン42-2111(代)		
		美土里支所	10日(火)	10時～12時			
		高宮支所	27日(金)	10時～12時			
		甲田支所	24日(火)	13時30分～ 15時30分			
		向原支所	10日(火)	10時～12時			
くらしの総合相談	【特設】 相続や後見制度等、 さまざまな暮らしの相談 ☎人権相談員、人権擁護委員、 民生児童委員など	吉田人權福祉センター	5日(木) 19日(木)	10時～15時	☎・お太助フォン42-2826		
		甲田人權福祉センター	12日(木)	13時～16時		☎・お太助フォン45-4922	
相続・遺言 成年後見相談会	【特設】 相続・遺言・後見制度 ☎NPO法人ひろしま相続・後 見サポートセンター	八千代人權福祉センター	2日(月)	13時～16時	☎・お太助フォン52-7500		
		美土里支所	13日(金)		☎・お太助フォン54-0311		
		たかみや人權福祉センター	17日(火)		☎・お太助フォン57-1330		
		向原支所	25日(水)		☎・お太助フォン46-3111		
年金・労働 無料相談会	年金・労働のお悩み、障害年 金請求の記入方法など ☎社会保険労務士	クリスタルアージュ 研修室301	5日(木)	14時～15時45分	広島県社会保険労務士会三次支部 道沖祐子社労士事務所 ☎52-3555		
		断酒会	自身や家族のお酒に関する お悩み	吉田人權福祉センター	3日(火) 9日(月) 20日(金) 29日(日)	18時30分～20時 13時30分～15時	広島断酒ふたば会(中田克宣) ☎090-4802-1865
人権・福祉に 関する相談	人権・福祉、その他心配事や悩 み事などの相談 ☎人権相談員・人権指導員			吉田人權福祉センター	平日	9時～17時	☎・お太助フォン42-2826
				八千代人權福祉センター	平日	9時～17時	☎・お太助フォン52-7500
		美土里支所	水	10時～15時	☎・お太助フォン54-0311		
		たかみや人權福祉センター	平日	9時～17時	☎・お太助フォン57-1330		
		甲田人權福祉センター	平日	9時～17時	☎・お太助フォン45-4922		
生活困窮者相談	生活保護など生活困窮に関して	電話・窓口相談	平日	8時30分～17時15分	社会福祉課☎・お太助フォン42-5615		
		電話・窓口相談	平日	8時30分～ 17時30分	障害者基幹相談支援センター ☎・お太助フォン47-1080		
		電話・窓口相談	平日	8時30分～17時	清風会つぼみ☎47-2092		
		電話・窓口相談	平日	9時～18時	相談支援事業所もやい☎46-5760		
高齢者相談	高齢者に関して	電話・窓口相談	平日	8時30分～ 17時30分	地域包括支援センター ☎・お太助フォン47-1132		
		電話・窓口相談	火・木	9時30分～12時 13時～16時30分	消費生活相談室 ☎42-1143		
消費生活相談	悪質な商取引に関する消費者 相談	電話・窓口相談	火・木	9時30分～12時 13時～16時30分	消費生活相談室 ☎42-1143		
県民相談	離婚・相続・近隣トラブル、 交通事故など	電話・窓口相談	平日	9時～17時	広島県生活センター ☎082-223-8811		
お太助フォン相談	お太助フォンに関する相談	電話・窓口相談	平日	9時30分～18時	CBBS株式会社☎050-5535-5500 お太助フォン99-5500		
広島県小児救急 医療電話相談	子どもの急な病気	電話相談	平日	19時～翌8時	☎局番なしの#8000 (携帯電話からも利用可)		

※新型コロナウイルス感染症の影響で日程が変更される場合があります。最新の情報は、問い合わせ先に確認してください。

新型コロナウイルス相談窓口

※相談時の症状の目安は、広島県および
厚生労働省のホームページを確認してください。

相談先	電話番号	受付時間
広島県受診・相談センター	☎082-513-2567	終日
厚生労働省	☎0120-56-5653	9時～21時

安芸高田

歴史紀行



シリーズ
「博物館コレクション」第17回

安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 吉藤 妃花梨

毛利元就没後450年記念
むなふだ
宮崎神社棟札
(毛利元就・輝元 永禄11年奉納)



① 「△」封は陰陽道や修験道の記号の一種で、「封」の字には神仏の通力をとどめる意味があると考えられています。

② 「△」封は陰陽道や修験道の記号の一種で、「封」の字には神仏の通力をとどめる意味があると考えられています。

③ 「△」封は陰陽道や修験道の記号の一種で、「封」の字には神仏の通力をとどめる意味があると考えられています。

今年には毛利元就没後450年に当たる年です。それに関連して、今回は毛利元就に関係する、宮崎神社の棟札を紹介いたします。

宮崎神社
旧称は「宮崎八幡宮」。現在も吉田町相合にある神社で、毛利氏の氏神を祭る神社として相模国(現在の神奈川県)宮崎から観応年間(1350年～1352年)に分霊を移したと伝えられています。その後も毛利氏からあがめ敬われていましたが、大永3(1523)年に社殿が焼失。毛利氏によって修復されます。関ヶ原の合戦後、毛利氏が安芸国を去った後も、輝元は宮崎神社に修復を加えるなど、毛利氏は

宮崎神社を大切に
にし続けました。
現在の本殿は、
建築様式から18
世紀中期に再建
されたものと考え
られます。

宮崎神社の棟札
《棟札》
建物の棟上げや修理の際、建物名や年月日、願主、大工、祈願文などを木札に記載して、棟木などに打ちつけていた板札。

永禄11(1568)年11月28日に毛利元就、輝元が宮崎神社の本殿を再



建した際のものです。当時16歳で当主だった輝元を祖父元就が支える体制を取っていたため、願主は元就、輝元の名前が連名で記されています(図③)。

また、棟札には「天長地久(天地が永遠に変わらないように物事がいつまでも続くこと)」(図②)と記されており、再建時、伊予出征や九州大友氏との対決の真つ最中であつたことから、元就の平和への願いが込められていたのかもしれない。

宮崎神社棟札 永禄11(1568)年(宮崎神社蔵・歴史民俗博物館寄託)
(高さ:134.7cm/上幅:16.5cm/下幅:14.8cm/厚さ0.8cm)